

第4節 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち

施策の方向 11 快適で魅力的なまちの創造

関連する
SDGs の目標



快適で魅力的なまちをつくるため、市街地の緑化や水辺空間の整備に関する施策を進めます。また、良好な景観を保全するための施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

| 項目名 | 基準値 (平成 28 年度) | 実績値 (平成 30 年度) | 目標値 (平成 39 年度) | 達成 状況 |
|----------------------------|------------------------|--------------------------------------|-------------------|----------|
| 都市計画区域内人口 1 人当たりの都市公園面積 | 24.3 m ² /人 | 24.3 m ² /人 (平成 29 年度) | 維持する | ○ |
| 都市公園面積 | 585.21ha | 593.70ha | 維持する | ○ |

施策① 都市緑化の推進

(1) 緑の保全と緑化の推進

ア 吸収源対策としての都市緑化

森林の保全・整備が温室効果ガスの吸収源対策に寄与することから、都市内に緑の空間を創出するため、長岡ニュータウン運動公園の一部などの整備を行いました。

イ 緑化重点地区・公園、緑地の整備

市内の公園（都市公園、児童遊園）は平成 30 年度末現在で 405 か所あり、その面積は 599.88ha です。

主な都市公園としては、悠久山公園（面積 37.31 ha）、信濃川河川公園（26.89 ha）、長岡ニュータウン公園（16.60ha）、国営越後丘陵公園（298.40ha）などがあります。

平成 30 年度は、長岡ニュータウン運動公園の一部を整備しました。

都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積（平成 29 年度末現在）

| 区 分 | 面 積 (m ²) |
|-------|-----------------------|
| 長 岡 市 | 24.3 |
| 新 潟 県 | 17.4 |
| 国 | 12.1 |

ウ 道路緑化事業の推進

沿道環境の改善と魅力的な道路景観の形成を図るため、市道において街路樹を整備しました。なお、街路樹の整備は、歩道幅員の広い都市計画道路を中心に行っており、ハナミズキやナナカマドなどを植樹しています。

平成 30 年度末現在の街路樹植樹本数（市道） 11,658 本

(2) 市民の緑化活動の推進

ア 花いっぱいフェア、植栽イベントの開催

まちの緑化に対する意識の高揚を図り、緑豊かな潤いのあるまちづくりを推進するため、平成5年から市民の花のプランターづくり、グリーンマーケット、花いっぱい活動の紹介、花の名前当てクイズなどを行う「花いっぱいフェア」を開催しています。平成30年度は、長岡市緑花センター「花テラス」がある「長岡市民防災公園」に会場を設け、「長岡市花いっぱいフェア2018」を開催し、花と緑に関する様々なイベントを実施し、多くの来場者で賑わいました（来場者約41,000人）。

イ 市民緑地の整備・市民参加による公園づくりの推進

長岡市民防災公園内の長岡市緑花センター「花テラス」では、育苗温室や園芸に関する情報コーナーを備えており、花と緑に関する様々なイベントを展開しています。

また、花いっぱい運動として、「花いっぱいコンクール」の開催、長岡駅前市民プランターづくり、町内会などへの花苗配布事業などを行いました。

施策② 水辺空間の整備

(1) 自然環境に配慮した河川整備の推進

環境に配慮した工法で護岸を整備することにより、河床は水生小動物の生息場所になり、護岸は植生が見られ、緑化が図られています。

(2) 親水空間づくり

信濃川の緩傾斜堤防は、右岸及び左岸長生橋～大手大橋間の整備及び左岸大手大橋下流～長岡大橋下流間を整備しており、市民に親しまれる親水空間づくりを進めています。

施策③ 景観まちづくりの推進

(1) 美しい景観まちづくりによる生活環境の向上、まちの魅力・価値の創出

ア 長岡市景観アクションプランの推進

「長岡市景観アクションプラン」で定める景観形成の方針や各種施策を活用し、長岡らしい美しい景観まちづくりを進めています。

イ 景観アドバイザーの活用

一定規模以上の建築行為などには、事前に届出を求め、「景観アドバイザー」による助言・指導を行っています。平成30年度は82件を審査し、建物の色彩や植栽の設置などについて助言を行いました。

ウ アーケード・がらん木設置に対する補助

商店街等の振興及び環境整備を図り、併せて消費者に便利で快適な買い物の場を提供するため、組合等の団体及び事業者である個人又は法人が実施するアーケードの整備事業や、個人又は団体が実施するがらん木整備事業に対し補助制度を設けています。

エ 広告物・街路・屋外照明等の光害対策ガイドラインの周知・利用

道路照明灯の設置にあたっては、道路照明灯設置基準によるほか、個別事情に応じて遮光板等を設置するなど光害対策に努めています。

また、国・県に対し光害対策ガイドラインの周知・利用について要望しています。

(2) 市民、事業者、行政の協働による景観まちづくり

景観まちづくり市民団体の認定

市民の自主的な活動を支援するため、良好な景観の形成に貢献する活動を行う団体を「景観まちづくり市民団体」として認定する制度を設けています。

(3) 景観資源を活かした街なみ環境整備の推進

ア 歴史的な街なみ環境の整備

「街なみ環境整備事業計画」に基づき、魅力ある街なみを形成するため、市民や事業者との協働により、歴史的建築物や史跡、伝統的文化などの地域資源を有効活用した、テーマ性のある街なみ整備を推進しています。

イ 景観意識の高揚

平成30年度は、景観資源を紹介するパンフレットの発行や景観講座(年3回)を開催し、景観まちづくりを進めるためのわかりやすい情報の提供や、景観まちづくりに参加する機会の充実を図りました。

ウ 景観形成地区、景観形成重点地区の指定

地域の特性を活かした景観まちづくりを進めるため、住民活動の取組状況に応じた段階的な地区指定制度を設けています。

エ 馬高・三十稲場遺跡、八幡林官衙遺跡等の環境整備

縄文時代の大集落跡である馬高・三十稲場遺跡を、縄文文化と触れ合える史跡公園とする整備を進めています。

オ 文化財の保護、管理

貴重な文化財を後世に伝えていくために、指定文化財や埋蔵文化財、文化的景観などの調査を行い、その調査成果をもとに、文化財の適切な管理や保存事業を進めています。

カ 史跡ルートの整備

戊辰史跡をはじめとする史跡への案内看板を設置し、適切な維持管理を行っています。また、観光パンフレットに史跡案内や周遊ルートを掲載し、周知を図っています。

キ 歴史的建造物の保存・活用

市内の歴史的建造物について調査を進めています。平成 23 年度末までに長岡市全域の合計 3,455 件について調査しました。

この中から、長岡らしさや長岡を代表することなどを基準にして選ばれた建造物を、登録有形文化財（文化財保護法に規定）に平成 30 年度末までに 30 件を推薦しています。



土地利用について、環境に配慮した土地利用に関する施策を進めます。また、開発の際には自然環境と調和に努めるための施策を進めます。

【評価指標の達成状況】

【(達成状況) 達成○、基準年度比：維持□、向上△、低下▼】

| 項目名 | 基準値 (平成 26 年度) | 実績値 (平成 30 年度) | 目標値 (平成 37 年度) | 達成 状況 |
|------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|----------|
| 農地面積 (国土利用計画) | 185.90km ² | 184.50 km ² | 183.36km ² | △ |
| 森林面積 (国土利用計画) | 437.60km ² | 437.70 km ² | 437.75km ² | △ |

施策① 適正な土地利用

(1) 持続的な土地利用の促進

ア 国定公園・県立自然公園

第2節－施策の方向3－施策①－(1)－ア 国定公園・県立自然公園を参照(13 ページ)

イ 自然(緑地)環境保全地域の保全

第2節－施策の方向3－施策①－(1)－イ 自然(緑地)環境保全地域の保全(14 ページ)

ウ 棚田の保全・活用

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－イ 棚田の保全・活用を参照(15 ページ)

エ グリーン・ツーリズムの推進

第2節－施策の方向3－施策③－(2)－ア グリーン・ツーリズムの推進を参照(17 ページ)

(2) 森林や農地の適正保全及び計画的な土地利用

ア 森林の保全・整備

第2節－施策の方向3－施策①－(2)－エ 森林の保全・整備を参照(14 ページ)

イ 有機農業の推進

第2節－施策の方向3－施策②－(2)－ア 有機農業の推進を参照(15 ページ)

ウ 持続可能な農業の展開

第2節－施策の方向3－施策②－(3)持続可能な農業の展開を参照(16 ページ)

エ 里山の保全の推進

第2節－施策の方向3－施策②－(1)－ア 里山の保全の推進を参照(15 ページ)

(3) コンパクトなまちづくり

今後の市街地形成や、都市施設の在り方についての計画を定めた「都市計画マスタープラン」を平成22年11月に策定しました。

このマスタープランでは「住居系」、「商業系」、「工業系」の土地利用方針とともに、「コンパクトなまちづくり」の推進に向けて、大規模遊休地の土地利用転換に向けた方針を示しています。また、この方針に基づいて具体的な用途地域の適正配置、地区計画制度の活用を通して、良好な市街地環境の維持・創出を図っています。

(4) 環境に配慮した土地利用

ア 用途地域の適正配置、地区計画制度の活用

都市計画マスタープランの土地利用の方針に基づき、具体的な用途地域の決定・変更、地区計画制度の活用を通して、良好な市街地環境の維持・創出を図っています。

イ 快適な田園居住地の形成

農村集落における地域コミュニティの維持と快適な田園居住地の形成に向けて、「市街化調整区域地区計画」の制度を活用しながら、必要最小限の開発を行っています。

施策② 自然環境と調和する開発

(1) 都市地域と農業地域等総合調整の促進

自然環境等に与える影響や開発規模が必要最小限となるよう関係機関と調整し、平成30年3月に長岡北スマート流通産業団地地区を市街化区域に編入しました。

(2) 大規模開発事業の適正運用及び環境配慮の促進

ア 環境アセスメント等の適正運用

県では、大規模な開発行為などによる環境影響を事前に調査・予測し、その結果を基に環境保全措置を含む事業計画を事業者が検討するよう、新潟県環境影響評価条例を設けてます。

イ 開発行為に対する事前協議による指導

都市計画法に基づく「開発許可制度」や「新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱」に基づき、適切な開発指導を行っています。

特に開発に伴う市街地環境への配慮事項としては、周辺の土地利用の状況を十分に勘案し、所要な面積の公園・緑地等を整備するよう開発者と協議を進めています。

ウ 大規模開発行為の事前協議による指導

大規模開発行為の許可については県の所管業務であり、県は、県土の秩序ある利用と保全を図ることを目的として関係市町村から事前に意見を聴取しています。

市では、開発行為を行う際に必要な公共施設の整備の義務付けや技術基準、立地基準等を整理し、事前協議による指導を行っています。

エ 林地開発許可制度の適正運用

林地開発許可は県の所管事業であり、適切な林地開発が行われるよう森林法に基づいて運用しています。市では、この許可申請の段階で周辺地域に及ぼす影響について総合的見地から県へ答申しています。

オ 環境保全に関する協定の締結

大規模な開発事業を実施するときは、自然との調和、自然環境の保全を図るため、事業者との間で環境保全協定を締結しています。